第3章

計画の基本的な考え方



1 計画の基本理念

本市は、平成 12 年度から施行した「つちうら障害者プラン」から「ともに生きるうるおいのあるまちをめざして」を基本理念に各施策を進めてきました。

これにより、障害のある人の生活や社会参加を支える環境づくりが進みましたが、障害のある人の増加、社会参加やサービス利用等を進める中での新たな対応課題の広がりもみられます。少子高齢化が進む中で、ともに生きる地域づくりへの期待は、障害のある・なしに関わらずますます高くなってきています。整備が進みつつある法制度も、分け隔てのない社会づくりを積極的にめざしはじめています。

「ともに生きるうるおいのあるまち」をめざすことは,今,ますます大事な考え方になってきているといえます。

本計画では、これまでの考え方を発展的に踏襲し、これを基本理念に掲げます。

ともに生きる うるおいのある まちをめざして

(1) ともに生きるまちづくり

「ともに生きるまち」とは,「ノーマライゼーションの理念」のもと,障害のある人 も障害のない人もともに生活し,活動できる地域社会のことです。

障害のある人と障害のない人が「ともに生きる」には、すべての市民がかけがえのない個人として尊重し合える社会、障害のある・なしによって分け隔てられることのない環境を築くとともに、障害のある人の自立と積極的な社会参画が必要であり、その能力を最大限発揮できる環境づくりが求められています。そのために、保健、医療、福祉、教育や就労など各分野を一体的につなぎ、障害のある人への支援策を総合的・計画的に確保していきます。

(2) うるおいのあるまちづくり

「うるおいのあるまち」とは、障害のある人も障害のない人も楽しく、いきいきと生活できるまちのことです。

障害のある人のニーズに応じた、質の高い十分な日常生活支援や緊急時の対策等を行い、生活の安定・安心を支援するとともに、一人ひとりが生きがいをもって自分らしい生活を実現していくことができるよう、子どもがのびのびと育ち、若い人がいきいきと活躍できる参加・活動環境をつくっていくことが求められています。そのため、学校、職場、地域における交流の促進、スポーツ・文化等の余暇活動や団体活動等の交流活動を支援して、障害のある人にとっても、障害のない人にとっても「うるおいのあるまち」の実現をめざしていきます。



2 計画の基本的視点

本計画の基本理念を実現するため、社会経済情勢の変化や障害のある人のニーズ、法制度の変化を踏まえ、次の4つの基本的視点に基づき、施策を体系化します。

(1) 障害により添うまちづくり

- ◇ともに生きるまちの基礎として、ソフト、ハード両面にわたるバリアフリー化を推進するとともに、すべての市民が障害について理解し、自然に交流し、手をさしのべ合えるまちとなるよう、そのために必要な機会づくりや情報提供を重視します。
- ◇学校や企業,家庭,地域の中で,心身の状況に不安を持つ機会が増えています。互いに気遣い、相談し合えるような学校、職場、地域づくりを重視します。

(2)権利擁護と安心・安全の確保

- ◇障害者権利条約の理念を市民と共有し、障害を理由とする差別のない社会を積極的 にめざす中で、成年後見なども含め、人権、財産などを守る仕組みづくりを重視し ます。また、虐待や犯罪などから守り合うまちづくりを進めます。
- ◇災害時の支援についても、地域の中で具体的な支援体制づくりを進め、地域での日頃の参加・交流へと発展していけるよう図っていきます。

(3) 一人ひとりの主体性の尊重

- ◇生活設計やサービスの利用は、障害のある人本人の意思に基づくことを基本に、相談支援等がこれを引き出すものとなるようにします。本人や地域の人々が生活課題を解決する主体として力を発揮していけるような環境づくりを重視します。
- ◇同時に、性別、年齢、障害の特性、生活の実態等に応じ、一人ひとりに必要な支援 を組み立てていけるような体制づくりを重視します。特に、精神障害、発達障害、 難病など外からはわかりにくい障害への配慮を進めます。
- ◇一人ひとりが主体的に仕事や社会貢献活動に取り組み、活力とうるおいのあるまちの一員として活躍していけるよう、可能性を拓いていくことを重視します。

(4) 切れ目のない総合的な支援

- ◇ライフステージの全段階を通して、障害のある人が自分らしく自立した生活を送れるよう、保健・医療、福祉、教育や就労支援等の連続的・有機的な連携の下、自立と社会参加の支援という観点に立ち、切れ目のない支援が行われるようにします。
- ◇そのため、公的な機関や福祉事業者の切れ目のない連絡ネットワーク、地域との協働によるきめ細かな支え合いのネットワークづくりを重視します。
- ◇障害や発達に不安のある子どもへの対応,若年層の自立,障害のある人や家族の高齢化への対応を進める中で,保健・医療,子ども・子育て,教育,就労支援,高齢者介護などの施策との整合・調整を図っていきます。



■今後に向けての本計画の基本的視点 ~4つの視点を関連づけて推進~

(1)障害により添うまちづくり

- ◇ハード・ソフト面のバリアフリー
- ◇気遣いのあるまちづくり

(2)権利擁護*と安心・安全の確保

- ◇権利擁護の仕組みづくり
- ◇災害時支援の体制づくり

(3)一人ひとりの主体性の尊重

- ◇主体性に基づくサービス利用
- ◇障害特性等への配慮
- _ ◇一人ひとりの可能性開発

(4)切れ目のない総合的な支援

- ◇人生を通じた連続的・有機的支援
- ◇切れ目のない連絡ネットワーク
- ◇各分野の施策の整合・調整

これまでの本市の障害者計画の視点

(1)地域との協働

地域の人々との協働体制によって一人ひと りの障害のある人の支援を行い,障害のある人 が社会に積極的に参加し,住み慣れた地域で快 適に暮らしていけるようにする。

(2)総合的な福祉サービスの提供

各事業の充実と総合的な調整により、質の高い多様なサービスの提供を図り、各種の支援内容についての情報の提供・相談体制の充実などを図り、障害のある人が必要とするサービスを適正に受けられるようにする。

(3) 自立生活の支援

保健, 医療, 福祉, 教育や就労の関係機関等 との連携と, それぞれの部門の支援策の充実を 図り, ライフステージの全段階を通して, 障害 のある人がその人らしく自立した生活を送れ るようにする。

国の障害者計画の視点

(1) 自己決定の尊重及び意思決定の支援

障害のある人を施策の客体ではなく,必要な 支援を受けながら自らの決定に基づき社会参 加する主体としてとらえ,政策決定過程への参 画機会と必要な情報保障等を確保する。

(2) 当事者本位の総合的な支援

人生の全段階を通じて適切な支援を受けられるよう、教育、福祉、医療、雇用等の各分野の有機的な連携の下、自立と社会参加の支援という観点に立ち、切れ目のない支援を行う。

(3) 障害特性に応じた支援

性別,年齢,障害の状況,生活の実態等に応じた個別的な支援の必要性を踏まえる。

(4) アクセシビリティ*の向上

障害のある人の活動を制限し、社会への参加を制約している事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁*の除去に努め、ソフト、ハード両面にわたる社会のバリアフリー化を推進する。

(5)総合的かつ計画的な取組の推進

高齢者施策,医療関係施策,子ども・子育て 関係施策,男女共同参画施策等,関係する施 策・計画等との整合性を確保し,総合的な施策 の展開を図る。

(注)土浦市障害者計画(平成22年3月策定),国の障害者計画(平成25年9月策定)から抜粋・要約しています。



3 計画の基本目標

基本理念及び基本的視点に基づき,本計画では、次の4つの基本目標を掲げます。

基本目標1 あたたかな安心できるまちづくり

●助け合いのあるまちづくり

住み慣れた地域でともに生きるノーマライゼーション社会の実現では、一人ひとりの 意識が最も重要な推進力となります。お互いが理解しあう「こころ」を養い、支え合い の活動を育み、あたたかいふれあいのあるまちづくりを進めます。

●活動しやすい安心・安全なまちづくり

施設や交通のバリアフリー化、情報アクセシビリティの向上に努め、誰もが参加・活動・生活しやすいまちづくりを進め、居住環境の整備、行動範囲の拡大を支援します。 また、緊急時の救援体制や災害時の支援体制などを強化します。

●権利擁護の推進

障害のある人や子どもの権利を擁護し、一人ひとりの尊厳を守ります。

基本目標2 どの子もいきいきと育つまちづくり

●障害への早期対応

市民の心身の健康づくり支援,母子保健の充実などにより,障害の早期発見・早期対応に努めます。

●療育・教育の充実

療育体制の充実を図り、障害のある子どもや発達に不安のある子ども、その家族への 支援を強化します。

学校等においては、教育機関、保健機関、地域等の連携により、障害のある子どもが ともに学べる教育環境づくりを進めるとともに、一人ひとりの個性に応じた保育・教育 を推進し、就学前から学齢期、就労までの切れ目のない一貫した支援を行います。

また,障害のある子どもが安心して通える保育や放課後の居場所づくりなど,子育て 支援の充実を図ります。



基本目標3 就労や多様な社会参加の促進

●就労支援と働く場づくり

誰もがその人らしく自立した生活を営めるよう,ハローワークや就労支援事業所,経済団体や市内企業などとの連携を強化し,一般就労の促進,福祉的就労の場の充実により,働く場の確保と仕事の創出,雇用・就労の促進を図ります。

また,障害の状況に応じた多様な作業訓練,職業訓練等の日中活動の場,地域生活支援の場を確保します。

●生きがいのある生活支援

余暇活動等は生活の質を向上させる上で重要であり、スポーツや生涯学習、文化活動 等への多面的な支援を行うことで、障害のある人の社会参加促進に努めます。

基本目標4 総合的な福祉サービスの提供

●サービス提供の基盤整備

自らが利用できる制度やサービス等に関する情報を確実に入手し、自己決定によるサービス利用が適切に展開するよう、情報提供や相談支援体制の充実を図ります。 また、福祉サービス等を支える人材の確保・育成に努めます。

●福祉サービスの提供

障害のある人の地域での安定した暮らしを支えるサービスを計画的に提供していけるよう図ります。

地域での自立した生活の実現に向け,在宅生活を支える各種サービスの充実を図るとともに,生活安定のための施策推進に取り組みます。

●一体的な支援ネットワークの強化

土浦市地域自立支援協議会をベースに、切れ目のない総合的な支援ネットワークづくり、参加と協働の体制づくりを進めます。



4 計画の体系

〈基本理念〉

ともに生きる うるおいのある まちをめざして

〈基本的視点〉

- ●障害により添うまちづくり
- ●権利擁護と安心・安全の確保
- ●一人ひとりの主体性の尊重
- ●切れ目のない総合的な支援

〈基本目標〉

〈施策の方向〉

〈基本施策〉

基本目標 1

あたたかな 安心できる まちづくり

助け合いのあるまちづくり

- 活動しやすい安心・安全なまちづくり
- バリアフリーのまちづくりの推進
- ②行動範囲の拡大支援

①地域福祉*の推進

②福祉教育の推進 ③理解と交流の促進

- ③情報アクセシビリティの向上
- ④緊急時救護・災害時支援の体制づくり
- ①差別解消への取組の促進
- ②権利擁護・成年後見の体制づくり
- ③虐待の防止

基本目標2

どの子もいき いきと育つま ちづくり

障害への早期対応

権利擁護の推進

療育・教育の充実

- ①健康づくり支援施策の推進
- ②母子保健の推進
- ①療育体制の充実
- ②学校生活の充実
- ③子育て支援の充実

基本目標3

就労や多様 な社会参加 の促進

就労支援と働く場づくり

- ①一般就労の支援
- ②福祉的就労の場の提供
- 生きがいのある生活支援
- ①スポーツ・レクリエーション活動の支援
- ②生涯学習活動の支援
- ③社会参加の促進

基本目標 4

総合的な福 祉サービス の提供

サービス提供の基盤整備

福祉サービスの提供

-体的な支援ネットワークの強化

- ①情報提供の充実
- ②相談支援体制の充実
- ③人材の確保と育成
- ①計画的なサービス提供の推進
- ②在宅生活の支援
- ③生活安定のための施策推進
- ① 地域生活支援体制の充実
- ②参加と協働の体制確保

